

地方創生産業委員会会議録

I 日 時 令和3年9月7日（火）

午後1時28分開会

午後2時34分休憩

午後2時43分開議

午後3時52分休憩

午後4時01分開議

午後4時22分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員長	川島 国
副委員長	大門 良輔
委員	安達 孝彦
〃	亀山 彰
〃	吉田 勉
〃	瘡師 富士夫
〃	渡辺 守人
〃	上田 英俊

IV 出席説明者

地方創生局

地方創生局長 助野 吉昭

理事（地方創生局次長・ワンチームとやま推進室長）

竹内 延和

地方創生局次長（総合交通政策室長）

牧野 裕亮

地方創生局次長（観光振興室長）

宮崎 一郎

参事（ワンチームとやま推進室地方創生・地域振興課長）

舟根 秀也

参事（ワンチームとやま推進室市町村支援課長）

	小杉	健
参事（スポーツ振興課長）	米山	隆
ワンチームとやま推進室中山間地域対策課長		
	稲場	実
ワンチームとやま推進室移住・UIJターン促進課長	本郷	優子
総合交通政策室次長（地域交通・新幹線政策課長）		
	有田	翔伍
総合交通政策室航空政策課長		
	橋本	桂芳
観光振興室観光戦略課長	山下	章子
総合交通政策室航空路線利用促進班長		
	山口	康志
観光振興室観光戦略課立山黒部観光戦略班長		
	上田	英久
商工労働部		
商工労働部長	布野	浩久
企業誘致専門監	端	正至
理事（商工労働部次長）	船平	智之
商工労働部次長	齊木	志郎
参事（商工企画課長・新産業創出班長）		
	永原	和久
地域産業支援課長	細川	謙一
立地通商課長	小林	賢一
労働政策課長	山科	雄志
立地通商課物流通商班長	藤本	治男
労働政策課雇用推進班長	大西	哲憲
労働委員会		
労働委員会事務局長	砂原	賢司
労働委員会事務局次長	多田	和彦

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

助野地方創生局長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

布野商工労働部長

- ・ 9月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

川島委員長 9月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになります。が、今ほどの説明において、計数等に特に御不審の点がありましたら、御発言願います。——ないようでありますので、以上で9月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

助野地方創生局長

- ・ 令和3年度サンドボックス枠予算の執行状況

布野商工労働部長

- ・ 令和3年度サンドボックス枠予算の執行状況

資料配付のみ

中山間地域対策課

- ・ 富山県過疎地域持続的発展方針の策定について

観光戦略課

- ・ 黒部ルートの一ネーミングについて

観光戦略課

- ・ 「地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」の実施状況

観光戦略課

- ・令和２年度に実施した観光施策等の状況について

観光戦略課

- ・富山県観光客入込数等（R2.1.1～R2.12.31）について

スポーツ振興課

- ・パラリンピック聖火リレー富山県出立式の開催結果について

商工企画課

- ・最近の県内経済情勢

(4) 質疑・応答

大門委員

- ・「もっと地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」などについて

安達委員

- ・貸切バス利用促進事業について

亀山委員

- ・航空ネットワークの充実に係る広報強化について

吉田委員

- ・富山空港の活性化について
- ・新型コロナウイルス感染症の観光への影響について
- ・地方創生について

瘡師委員

- ・観光客入込数について

渡辺委員

- ・高岡テクノドーム別館の整備について
- ・コロナ禍における経済情勢とその支援について

上田委員

- ・障害者雇用について

川島委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般について

での質問に入ります。

質疑、質問はございませんか。

大門委員 私のほうからは、「もっと地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」について、いろいろとお伺いをしていきたいと思っております。

今回、富山県でコロナ感染が増えまして、県独自の警戒レベルがステージ3に上がり、そして富山市には、まん延防止等重点措置が適用されまして、県民の皆さんの危機感のステージが上がったのではないかと感じております。そういう中で、飲食店や観光業、ホテル業、交通機関など、それぞれの業種にわたりまして、1年以上にわたり我慢をし、いろいろな支援を受けながら耐えて頑張ってきていますが、今回のステージ3、まん延防止等重点措置は、追い打ちをかけるような状態だったのではないかと思っております。

そこで、私からは観光業を中心に質問させていただきますが、「もっと地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」におきまして、「地元で泊まろう！県民割引キャンペーン」を展開しておりましたが、今回、ステージ3、まん延防止等重点措置が適用されたことによりまして、一時中断となりました。私の知っている旅館でも影響を受けまして、やはりキャンセルであったり宿泊数に影響が出ていると言っておりますが、まずはその状況についてどのように捉えておられるのか、山下観光戦略課長にお伺いをしたいと思います。

山下観光戦略課長 ステージ3移行による昼夜を問わない不要不急の外出自粛要請の影響につきましては、県内の宿泊事業者に緊急にアンケートを行いました。その結果でございますが、キャンセル数につきましては、主要宿泊施設に確認をさせていただき、回答のあった40施設で、感染拡大

特別警報——これは8月10日発出でございますが、発出以来の6日間で約1万5,000人泊のキャンセルの申出、さらにステージ3以降の、これは8月16日引き上げでございますが、それ以降16日間で約2万5,000人泊のキャンセルの申出があったと伺っております。

宿泊事業者からは、今後の見通しが立たない、残念ながら今は何をしても増えないので、感染が早く落ち着いてほしいなどの声が上がっているところでございます。

宿泊者数につきましても確認いたしました。こちらのほうは42施設から回答がございました。7月につきましては、コロナの影響がある前の前々年と比べると、7月でマイナス33.6%の減、8月は前々年比マイナス45.7%と悪化しております。特にステージ3が発出された8月後半の宿泊者数は、8月の前半に比べて半減するなど、大変厳しい状況であると伺っております。

県としては、キャンペーンのキャンセルも少なくないことから、宿泊施設への支援として、キャンペーン分のキャンセルにつきましては、1週間の受付期間を設け、キャンセル料を補填する措置を、至急であります但実施したところでございます。

大門委員 私の想定した以上にキャンセルが出たのかなと思っております。感染拡大特別警報が発出された8月10日から1万5,000人、そしてステージ3、まん延防止等重点措置が出てから2万5,000人、合計4万人の方々のキャンセルがあったということで、宿泊業者からしたら、キャンペーンの再開について非常に注目をされていることだろうと思っております。コロナ感染が落ち着けば、速やかにキャンペーンを再開していただきたいと思っております。

「もっと地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」のホームページを見てみますと、富山市のまん延防止等重点

措置の適用及び時短要請の発出に伴い、「もっと地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」の取扱いを、8月16日から9月12日まで取扱いを中止しますと書いてありまして、後書きで、「感染状況が改善しない場合は、停止の期間を延長する場合があります」と記載がされております。

今後、9月12日に富山市のまん延防止等重点措置が解けるか解けないかが一つの注目点になろうかと思っております。ちょっと考え方だけ整理をさせていただきたいと思っておりますが、今回のまん延防止等重点措置と富山県のステージ3は、考え方が違うと思っております。まん延防止等重点措置というのは国が適用しているものであって、ステージ3というのは富山県の独自の指標でございます。

今回、9月12日までキャンペーンを停止されているのは、まん延防止等重点措置が9月12日までと設定されているのでこの日に設定されているのかなと思っておりますが、今後、まん延防止等重点措置が解除されても、指標を見ますと、恐らくステージ3という指標は変わらないのではないかと感じております。まん延防止等重点措置が解除されたらキャンペーンを再開するのか、ステージ3が解除されたらキャンペーンを再開するのか、どちらなのかと疑問を持っているわけなんですけれども、その考え方についてお聞かせください。

山下観光戦略課長 「もっと地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」につきましては、ステージ3への移行に伴いまして、不要不急の外出自粛が要請されたことから、8月16日から9月12日まで一時停止としているところでございます。再開の時期につきましては、今後の感染状況等を注視して検討する必要があると考えておりまして、停止期間の延長もあり得るところでございますが、感染状況がステージ2に落ち着けば、速やかにキャンペーンを再開し

たいと考えているところでございます。

その速やかな再開に向けた取組としまして、宿泊施設においては徹底した感染防止対策が求められますことから、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合が業界全体を対象として取り組まれております「とやま安心の宿」認証制度を支援いたしまして、旅行者が安心安全に県内観光を楽しむ環境づくりを進めているところでございます。

また、宿泊施設の感染防止対策でありますとか、収束後の新たな観光需要を取り込むための前向き投資に支援する宿泊事業者感染防止対策等支援事業の活用も、現状のところで促しているところでございます。

また、事業再開に向けまして、県民向けの宿泊割引の、夏限定で特別企画として実施してございました割引額の上限を5,000円から1万円に引き上げる「もっと愉しもう！宿泊プラン」の販売・利用期間を12月末まで延長したところでございます。

感染状況がステージ2に改善すれば、県民の皆様に変更、自発的に感染防止対策を図りながら県内観光を愉しむことが観光・宿泊事業者の応援につながるというキャンペーンの趣旨をお伝えし、観光需要の喚起にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

大門委員 山下観光戦略課長が言われるとおり、安心安全なホテルの運営であったり、そしてそういった割引キャンペーンをすることによって観光の後押しをするということは、本当に大事なことだと思っております。ステージ2に下がりましたら、本当に速やかにそういったことを再開していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今回、報告の中にもありまして、読ませていただきましたが、「地元で泊まろう！県民割引キャンペーン」の実績

状況についてでございます。「地元で泊まろう！県民割引キャンペーン」の宿泊券が旅行代理店とコンビニで買える状況にございました。コンビニと旅行代理店の割合を見させていただきますと、コンビニは24万7,620枚、大体4万9,600人分の宿泊者分だそうですが、もう販売されたということですよ。旅行会社は7月1日から20万9,900枚、これが大体4万2,000人分、これは、宿泊券を配付されたということで、販売はされていないという認識でいいのか、説明をお願いします。

山下観光戦略課長 報告事項の補足でございますが、プレミアム宿泊券の販売につきましては、コンビニエンスストアは翌日リアルタイムで販売状況が確認できますので、その数値が販売済みでございます。旅行会社につきましては、事務局から宿泊券をお渡しし、それを各旅行会社から販売するというもので、その実績は翌々月ぐらいに集まってくるもので、リアルタイムではないんですけれども、一旦お渡しし、なくなったらまたお渡しするということをしておりますので、お渡ししたものは相当枚数販売されているものと認識をしております。なので、便宜上この数値を使わせていただいております。

大門委員 大変理解いたしました。

どうしてこの質問をさせていただいたかといいますと、先日、酒小売業者から緊急要望がございまして、少しお話をさせていただく機会がございました。今回のまん延防止等重点措置により居酒屋が営業していないということで、酒の小売業の方がお酒を出荷できないんですね。なので、売上げがゼロになったと、本当に大変厳しい状況と聞いております。その分、家で飲む量が数字的には増えているので、売上げは伸びているんじゃないですかと聞きましたら、実はそのお酒というのは、酒屋さんで買うのではなくて、

コンビニやスーパーで買う量が増えていまして、酒屋さんで買う量はほとんどないということで、実は酒屋さんの売上げは伸びていないんだと。便利なコンビニやスーパーの売上げが伸びているんだということを教えていただきました。

なので、今回、この「地元で泊まろう！県民割引キャンペーン」も似たようなことが起きているのではないかと懸念しております。コンビニで買えるというのは本当に便利で、恐らくそういったところに買いに行くのではないかと考えておりますし、数字を見ても、今は半々という状況だと理解をしております。しかし、このキャンペーンの本質はどこかと考えてみますと、ホテル業等宿泊業の方々と、旅行代理店の方々の売上げを担保するといえますか、その後押しをするというのが本来の目的、本質ではないのかと考えております。楽だからといってコンビニに、もちろん利用促進を深めるために必要なことなのかもしれませんが、団体客が本当にいない中で個人客がほとんどで、もうネットで買えるような状況の中で、やはり旅行代理店に対してもしっかりと支援をしていかなければいけない。本当に売上げが厳しいという声が聞こえますので、今後の進め方なんですけれども、このキャンペーンをもっともっと旅行代理店に促すような働きかけができないか、お伺いをしたいと思います。

山下観光戦略課長 5月から実施しております県民向けの宿泊割引のキャンペーンにつきましては、宿泊施設や旅行会社での宿泊代金に、支払い時に利用できるプレミアム宿泊券を半額で販売しているものでございます。当初、5月スタート時は、販売場所はコンビニエンスストアのみで、旅行会社では直接割引をするという形を取っておりました。その後、利便性の向上、それから旅行事業者の支援のため

に、7月からは旅行会社においてもプレミアム宿泊券を販売するという形に変更したところでございます。

加えて、旅行会社での購入を促すために、夏の特別企画として、旅行会社店頭でプレミアム宿泊券をまとめて3万円以上購入された方を対象に、富山の特産品をプレゼントする取組も実施しておりました。

現在、プレミアム宿泊券の販売は一時停止しておりますが、感染状況が落ち着けば速やかに再開し、県民の皆様にはぜひ宿泊券を利用し、観光需要回復に御協力いただくとともに、県内での観光宿泊を楽しんでいただきたいと考えております。

旅行会社におかれましても、旅行の予約やプレミアム宿泊券の購入で来店される県民の皆様には、県内の魅力的な宿泊施設や観光地等を御紹介いただいて、県内観光を一緒に促進していきたいと考えておりまして、今後とも観光関連事業者と一丸となって需要回復に努めてまいりたいと考えております。

大門委員 ぜひともそういった需要回復に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思っています。どうかよろしく願いいたします。

それでは最後の質問になりますが、先ほどの答弁にもございました、正しい感染症対策を実施している宿泊施設に対する「とやま安心の宿」認証制度についてです。

ホームページを見てみますと、1次募集が7月30日で締め切られ、2次募集が8月31日、そして今、第3次募集が9月30日という状況となっておりますが、今現在の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

山下観光戦略課長 宿泊事業者の感染防止対策につきましては、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合が、業界全体を対象として感染防止対策を徹底した宿泊施設を認証する

「とやま安心の宿」認証制度に取り組まれているところでございます。

県も協力しながら進めておりまして、7月から対象の457施設に告知チラシを送付して、制度周知に努めるとともに、専用ホームページから認証審査の申請の受付が行われているところでございます。

第2次の応募締切りの8月末までに248施設から申請があり、ガイドラインに基づく自己評価が済んだ宿泊施設から順次訪問審査が行われているところでございます。昨日までに121施設の訪問審査が済んだところでございまして、認証基準を満たしていた施設には順次認証証やステッカーが送付されているところでございます。8月末までに申請のあった施設については、9月中に大半の施設の訪問審査が行われる予定であると聞いております。

また、より多くの宿泊事業者の皆様にも、感染防止対策が万全であるということのPRにこの認証制度を活用いただきたいと考えておりまして、申請期間が委員御確認のとおり9月末まで最近延長されたところでございます。

9月中旬からは、専用のホームページで順次認証施設が掲載され、認証済みの宿泊施設の見える化が図られる予定となっているところでございます。

大門委員 ぜひとも鋭意進めていただきたいと思っております。

もっと申請が来るのかと思っておりましたが、ぜひともこの認証制度がありますよということを広めていただいて、多くの宿の皆さんに安心認証ということで勧めていただきたいと思っております。

もう1点、指摘なんですけれども、「とやま安心の宿」認証制度というのは、前回の議会で出たと思っておりますが、それと同時に、飲食店の第三者認証も同時に進められ

ている状況だと認識をしております。宿のほうは地方創生局で、飲食店のほうは厚生部ということで、もちろんこれは所管が違うと思っておりますが、僕、実はこの認証のマーク、同じものができるとは思っていないかと思っておりますよ。

宿のほうは丸い認証証——おしゃれな黒いものなんですけれども、もう1個の飲食店のほうは緑色のステッカーで、全然雰囲気もデザインも違う状況となっております。どちらかというと、富山県として、飲食店も宿泊施設も本当に安全な場所ですよということを、県民に対しても、そして県外の人たちにもPRするのがこの役目だと思っております、本来であれば、認証マークは同じものにするべきではないのかと思っております。

所管が違うということで、同時進行していたので仕方のない部分だとは思っておりますが、本来であれば見せ方としては、どちらかというと、同じそういった安心できますよということを見せる。山梨県はグリーン認証制度ということで、観光施設も飲食店も同じ一くくりとした見せ方をしています。飲食店も大丈夫ですよ、宿も大丈夫ですよという見せ方をしていますが、富山県に関してはそこは別々で動いているような状況なので、一くくりにして見せなければいけないのかなと感じております。

そのあたりは今後の進め方だと思っております、もう進んでしまったものは仕方ないとは思っておりますが、今後の考え方として、やはり部局横断としてやらなければいけない、見せ方としてブランディングしなければいけない部分はあると感じております。これは意見とさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

安達委員 私も、大門副委員長に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に苦しんでいる業種についての質問をさ

せていただきたいと思います。

今ほど、大門副委員長からは宿泊事業者に対する質問がありましたけれども、今回のコロナ禍というのは、飲食や観光、宿泊、交通、こういった業者が大変な打撃を受けておりまして、一方で、ほとんど影響を受けていない業種もたくさんあるのかなと思っています。通常の不景気とか不況とはまた雰囲気が違うのが今回の特徴かと思っています。

その中でも最も大きな打撃を受けている業種の一つとして考えられるのが、貸切りバス事業者ではないかと思っています。これまでは、団体旅行や地域の活動、企業の旅行、それからバスツアー、インバウンドの輸送等々ありましたけれども、これがほとんどなくなると。旅行にしても、個人や家族などで旅行される方は若干いらっしゃるかもしれませんが、団体旅行というのはこのコロナ禍でほぼゼロになっている状況ではないかと思っています。

貸切りバス事業者は大変苦しんでおられると思いますけれども、バス事業者を支援するために、さきの6月議会で貸切りバス利用促進事業というのが始まりました。その前もツアーに対して補助を出すという事業がありましたけれども、さらに使い勝手がよくなって、県内やそういったツアーのみじゃなくて、部活動やクラブ活動、またそれこそ地域や家族で利用することもこの補助対象に入るような、非常に使い勝手のいい事業になりました。

バス事業者からも大変喜ばれておりましたけれども、当初の想定を大きく超える利用がありまして、予約開始から9日間で受付を停止したのではなかったかと思っています。その後、先ほど御説明にもありましたが、専決処分5,200万円の補正予算がされましたけれども、一方で、8月に入ってコロナのステージが徐々に上がってまいりまして、富

山市にもまん延防止等重点措置が適用され、また県内もステージ3になるということで、なかなかバスでみんなどこかへ行くというのがしにくい状況になってまいりました。

そこで、これまでにありました貸切りバス利用促進事業の応募件数、当初あつという間に予算がオーバーしてしまったということで、相当利用の応募件数があったのではないかと考えていますけれども、これまでにあった応募件数と、8月からいろいろとキャンセル等もあったようでありますので、キャンセル数を合わせて有田地域交通・新幹線政策課長にお伺いをいたしたいと思えます。

有田地域交通・新幹線政策課長 御質問の貸切りバス利用促進事業の応募件数についてでございますが、事業の募集開始時期と、県内の警戒レベルがステージ1に引き下げられ感染状況が一定程度落ち着いてきた時期とが重なったこともありまして、7月1日から受付を停止した9日までに合計で1,947件と、大変多くの応募をいただいたところでございます。

他方で、8月16日には県の警戒レベルがステージ3に引き上げられ、20日には富山市がまん延防止等重点措置の実施区域になるなど、不要不急の外出の自粛などがこれまで以上に求められる状況に現在ある中、御質問のキャンセル数についてでございますが、これまでに応募いただいたもののうち、8月分、9月分の催行分を中心にキャンセルの連絡をいただいております。具体的な件数としましては、先週末の9月3日現在、応募件数全体の約22%に当たる424件となっております。

安達委員 やはり、7月分は相当消化されたのかなと思っておりますけれども、8月、9月と相当なキャンセル数が出たということでもあります。ぜひともこれに引き続いて、今度また補正のほうで出てくるようでもありますけれども、しっ

かりと予算措置をしていただきたいと思います。先ほどの説明を聞いていますと、11月から募集開始ということでありましたけれども、今県内のコロナの状況を見ておきますと、徐々に落ち着きを見せて、ピークアウトしているような状況じゃないかなと思っています。

このまま県民の皆さんの、また事業者の皆さんの御協力をいただければ、徐々に落ち着きを見せて今月中には相当収束をしてくるのではないかという予測も立ちますので、11月と言わずに、ぜひとも10月から、この促進事業を前倒ししてすることができないのかと考えます。こういった事業は早い者勝ちでやるというよりは、どちらかといえば、苦しんでいる事業者を助ける、支援する事業でありますので、幅広く支援が行き届くような予算措置をすべきだと思っています。

先ほど専決処分で5,200万円とありました。一方で、今度の補正予算では3,650万円を計上するという説明がありました。若干規模が小さいのではないかと思っています。ぜひとももっと、変な話、余ってもそれは戻せばいいだけの話ですので、足りなくなるぐらいではなくて、余るぐらいの予算措置が必要ではないかと思っておりますので、その辺も含めてお伺いをしたいと思います。

有田地域交通・新幹線政策課長 御質問の貸切りバス利用促進事業につきましては、貸切りバス業界から、ワクチン接種の進捗等に伴う観光需要の取り込みなど、この事業を活用してさらなる需要喚起に努めたいと、これまで強い要望をいただいたところをございまして、こうしたニーズに応えるため、これまでも6月補正や7月補正で必要な予算を計上するなど、対応してきたところをございます。

現在、全国の多くの地域で新型コロナウイルスの感染が急速に拡大するなど、緊迫した状況にある中、先ほど申し上げまし

たが、多くのキャンセルが出るなど、貸切りバスも厳しい状況に置かれております。こうした状況を踏まえて、先ほど地方創生局長からも御説明申し上げましたが、9月補正予算案では、貸切りバス事業者の事業継続、利用促進を支えるために、貸切りバス利用促進事業をもう一度実施するために必要な予算を計上しているところでございます。

11月から催行されるものについての募集をこれから開始することになりますので、その募集の開始時期——受付時期を早めたり、あとは幅広い事業者に、業界の中でこの事業を利用していただけるように運用面で工夫など、これから検討していきたいと思っておりますが、県内の新型コロナの感染拡大が収束した際には、感染拡大防止との両立を図りながら、運用面での工夫を図り、この事業の実施を通じまして、貸切りバスの利用促進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

安達委員 ワクチン接種が進んで、今はまだまだ国内、県内では落ち着いていない状況ですけれども、一方で明かりも見えつつあると思っております。これまで苦しんでこられて耐えてこられた事業者さん、もう一息だと思っておりますので、ぜひとも県で支えていただいて、事業継続ができますように、柔軟に、そして前向きに対応していただきたいと思っております。

亀山委員 地方創生局の資料の2ページに、国内線利用促進の強化、富山ー羽田乗り継ぎ利用促進のことが載っていて、補正予算として計上されています。私からは、航空ネットワークの充実に係る広報の強化についてお伺いいたします。

富山きときと空港運営あり方検討会議が8月26日に開かれ、富山きときと空港の利用増のための会議が持たれました。この会議では北陸新幹線との共存方法や、空港から観光地へ直行する交通手段の拡充などの課題について意見が

交わされました。新田知事は、富山きときと空港を、富山県が全国、世界へ羽ばたく上で大切なインフラと位置づけていると述べられています。

全日空は冬ダイヤ編成で、運航を朝昼夜便と富山から羽田を經由し、国内・国際乗り継ぎの利便性向上を図っています。こうした新幹線にはない富山空港のネットワークの充実を広くPRすればどうかということです。例えばパンフレットを作成するなどして県内外に周知してはどうかということです。

委員長、資料の配付を許可願います。

川島委員長 許可します。

亀山委員 富山空港の一般的に出ているパンフレットというのは、空港内にあるものと、「便利だね！おトクだね！富山きときと空港」というもので、富山空港からどこどこへ行けますよというのは、このパンフレットです。これだけでもいいのですけれども、参考ですけれど、お配りしたようなパンフレットがあります。福岡－小松便に搭乗しておられたCAさんがこういう手作りのパンフレットを機内で配られていたということで、孫がもらってきました。娘が孫3人連れて乗り継ぎなしで実家に帰ってくる時は小松便を使うものですから、その乗っていた飛行機の中で、欲しい人は持って行ってくださいということで配っておられたということです。

この便は、全日空とオリエンタルエアブリッジとの共同運航なんでしょう、このページの下のところを書いてあります。そのオリエンタルエアブリッジのCAさんが搭乗率アップに努力している姿も——これ手作りのものですから、CAさんが書いたものだと思います。こういう手作りのものだと努力している姿が見受けられるということです。直接つながっていなくても、各空港に活性化推進協議会が

あれば、観光地などを載せるなど、相乗効果も必要ではないかと思われまます。

富山空港からの観光地はもちろん、この手作りパンフレットには福井が載っていませんが、例えば、福井が載っているような感じで、上越市や高山市まで載せなきゃいけないんじゃないかと思ひます。

また、便は少なくとも、ハブ空港的な乗り継ぎ利用として、第何便に乗ってくれば台湾あるいは……今は台湾便は運休していますけれども、台湾や札幌に行けるなどの情報を掲載したような手作りパンフレットを作ればどうかということ提案したいと思ひます。作品は募集してみるのもどうかと思ひまして、山口航空路線利用促進班長にお伺ひいたします。

山口航空路線利用促進班長 富山きときと空港のPRにつきましてはこれまでも、今ほど委員御紹介のように「便利だね！おトクだね！富山きときと空港」と題したパンフレットの配布をはじめ、ホームページ、近隣県の新聞掲載、旅行雑誌など様々な媒体を通じまして、首都圏とのアクセスのよさ、羽田経由での乗り継ぎの便利さ、サポーターズクラブやレンタカーキャンペーン等の各種支援制度などの紹介をしてきたところでございます。

今回の全日空の冬ダイヤにおきましては、先ほど委員から御紹介ありましたとおり、羽田経由での全国各地とのアクセス向上が図られまして、県民はもとより、県外から観光、ビジネス等で富山を訪問される方々の乗り継ぎ利便性が高まることになりました。こうした富山きときと空港の航空ネットワークの充実を最大限に生かすため、今般9月補正予算におきましては、富山空港発着便を含みます乗り継ぎ旅行商品を造成した県外旅行会社への支援とともに、乗り継ぎ利便性を広く周知するための経費を計上させてい

ただいております。

県民の方々の利用はもちろん、これまで以上に県外の方々の利用促進を図りますために、例えば羽田経由の乗り継ぎ利便性が向上しました中国、四国、九州地方の方々に大幅に短縮した移動時間等を紹介いたしまして、富山への訪問に興味を持っていただけますよう、効果的な広報を実施していきたいと考えております。

今ほど委員にお示しいただきましたオリエンタルエアブリッジのパンフレットなども参考にさせていただきながら、全日空とも連携を図りまして、コロナ収束後の旅客需要を確実に捉えますよう、富山きときと空港のPRの強化に努めてまいりたいと考えております。

亀山委員 今の答弁をいただきまして何を感じたかということ、初めからもう目的地が決まっていれば今の答弁でいいかと思うのですけれども、パンフレットを見て、ああ、ここもつながっているんだねという、そういうのを富山ー羽田便に乗られた方にアピールできるような、そういうものができればいいと思ひまして、質問させていただきました。

川島委員長 ここで暫時休憩といたします。

休憩時間は10分間といたします。

〔休憩〕

川島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、質問はありませんか。

吉田委員 まず初めに、富山空港の活性化についてお伺いをしたいと思います。

先ほど亀山委員からも御質問があったわけですが、まず第1点といたしましては、富山ー羽田便が新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、令和2年4月から一部運休が続いていて、そして令和2年度の利用数も令和元年度に比べますと82.4%減の6万4,429人で、大幅に減少し

ていると。現在も1から2往復の運航——今は2往復ですけれども——になっているということでございます。

こうした中で、去る8月24日に全日空の冬ダイヤ——10月31日から来年の3月26日までが冬ダイヤでございますが、これが発表されまして、富山—羽田便が4往復から3往復ということで1往復減となったわけでございます。

今回の減便については、もともと北陸新幹線との競合があったことに加えまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が非常に大きくて、やむを得ない面もあると捉えることはできると思うわけでありまして。ただ、全日空の減便の発表後に取りまとめられました富山県の成長戦略の中間取りまとめにおきましては、県のブランディング戦略として関係人口1,000万人を目指すとしているわけでありまして、その実現のためには、富山きときと空港の航空路線とか、あるいは特に羽田経由で全国、そして世界へつながっていく富山—羽田便の維持・充実というのは、当然ながら不可欠であるうと思っております。

そこで、本県の発展のために、富山—羽田便のこれ以上の減便は避けなければならないと思っておりますが、新型コロナウイルスの収束後の反転攻勢を見据えて、富山—羽田便の利用促進に今後どのように取り組んでいかれるのか、山口航空路線利用促進班長にお伺いしたいと思っております。

山口航空路線利用促進班長 富山—羽田便の利用促進につきましましては、これまでも旅行商品の造成に対する助成、国内線の利用者がレンタカーを定額で利用できるキャンペーンなどに取り組ましまして、徐々に利用者数は増加傾向にありましたが、新型コロナの影響によりまして、富山—羽田便は令和2年度の初めから一部運休が現在も続いておりまして、委員からお話がありましたけれども、利用者数が激減しているところでございます。

今年度は、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、単価の高い個人旅行客をターゲットとしました事業の強化、富山から羽田経由の乗り継ぎ便利用客の増加に向けた取組の強化や、団体観光客に対する助成の拡充などを進めまして、利用率の向上に取り組んできたところでもあります。こうした中、去る8月24日に全日空より冬ダイヤが発表されまして、富山－羽田便は1往復減となったところでございます。

一方で、本県の要望も踏まえまして、ナイトステイ便の維持による旅客ニーズの高い富山発の早朝第1便の確保や、羽田発の第1便や富山発の最終第3便との乗り継ぎ可能な区間の大幅拡充によりまして、富山きときと空港と全国各地との空港とのアクセス向上などが図られております。利便性の確保・向上につきましては、十分配慮されたものと受け止めているところでございます。

こうした全日空の冬ダイヤ編成を踏まえまして、9月補正予算案におきましては、富山きときと空港サポーターズクラブの登録者向けの搭乗キャンペーンを実施するほか、県外からの羽田空港経由での乗り継ぎ利用を促進するため、乗り継ぎ旅行商品の造成の支援を行うなど、富山－羽田便のさらなる利用促進に向けた事業の経費も計上しているところでございます。全日空をはじめ関係団体とも密に連携を図りながら、コロナ収束後の旅客需要を確実に捉えまして、新たな旅客需要を創出できますよう、これまで以上に一層の利用促進を図っていきたいと考えております。

吉田委員 よく分かりました。9月補正予算案が出ておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今の4往復で1、2便の運航ということに――これはコロナの感染で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置という状況になってからですけれども、これがいつ解除になるかは分からないような状況でございますので、本当に冬ダイ

ヤは3往復でとどまるのかということも、ウイルスの感染次第という状況だろうとは思いますが、いずれにしても、最悪のときに次の飛躍のことを考えるということは非常に大事なことでございますので、しっかりまた検討していただきたいと思えます。

続きまして、羽田便の利用促進に加えまして、空港の利用者全体を増やす取組も大変重要であろうかと思えます。空港の活性化につきましては、これまでもいろいろ取り組んできたと思えますけれども、コロナという未曾有の事態に対しましては、今までのように行政が主体となって取り組むだけではなくて、民間の知恵あるいはノウハウを活用して取組を強化するという必要と考えます。

先日、富山きときと空港運営あり方検討会議が開催されたわけですが、この会議で民間事業者と連携協力した空港活性化策も議論されたと思っております。現在の検討状況と今後の検討スケジュールについて、橋本航空政策課長にお伺いしたいと思います。

橋本航空政策課長 富山きときと空港は、新型コロナウイルスの影響により航空需要が著しく減少し、利用者数が激減している状況にあります。県としましては、これまで以上に空港の機能向上、サービスの拡充を図り、利用者を増加させる取組を進めることが必要だと考えております。こうした取組を効果的に進めるためには、委員御指摘のとおり、民間の知恵やノウハウを活用することが不可欠であります。このため、県では今年度、富山きときと空港運営あり方検討会議を立ち上げ、新型コロナウイルス収束後における空港運営のあり方について調査検討を行う中で、民間活力の導入を検討することとしております。

先月26日には第1回会議を開催し、富山きときと空港の現状と課題を確認するとともに、将来像の検討に当たって

の方向性について議論いたしました。あり方会議の委員からは、空港や周辺地域の魅力向上や二次交通の充実、近隣県との連携などについて御意見をいただいたところでございます。

この会議は今後2回開催する予定としており、11月の第2回会議では、需要予測を踏まえた空港の将来像や民間活力の導入手法、官民の役割分担のあり方などを議論し、来年2月の最終第3回会議において、富山きとときと空港の目指すべき姿と取り組むべき方向性を取りまとめることとしております。民間の知恵とノウハウを活用して、これまで以上に空港の活性化が図られるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

吉田委員 考えなければならぬことはたくさんおありになると思います。いずれにいたしましても、コロナ感染の収束が鍵になるかと思えますけれども、こういった最悪のときに、飛躍に向けた対策をしっかりと検討していただきたいと思っております。

それでは次に、コロナ感染症の観光への影響についてお伺いしたいと思います。

8月以降、ステージ3への移行、それからまた富山市のまん延防止等重点措置の適用などによる外出・移動の自粛要請が続いております。その中で、旅行控えや宿泊キャンセルが多く出ているわけでありますが、県内の宿泊業への影響はどうか、山下観光戦略課長にお伺いしたいと思います。

山下観光戦略課長 7月3日のステージ1への移行後、夏の観光シーズンを迎えまして、県民の利用を中心に旅行需要は回復の基調にございましたが、8月に入って5日にはステージ2への移行、10日には感染拡大特別警報の発出、16日にはステージ3に移行しまして、昼夜を問わず不要不急

の外出自粛が要請されたところでございます。また、8月20日には富山市がまん延防止等重点措置の適用となったところでございます。

その影響の実態把握のために、先ほど御紹介もしましたが、県内の宿泊事業者にアンケート調査をしたところ、繰り返しにはなりますが、宿泊者数については7月はコロナ影響前の前々年と比べると33.6%の減、8月は前々年比45.7%の減と悪化しておりまして、特にステージ3が発出された8月後半の宿泊者数は8月前半に比べて半減するなど、大変厳しい状況となったところでございます。

また、キャンセルについては40施設からの回答で、感染拡大特別警報発出の8月10日から6日間で1万5,000人泊、ステージ3移行後の8月16日以降16日間で2万5,000人泊分のキャンセルがあったところでございます。感染拡大特別警報が発出された8月10日以降、新たな宿泊予約が入りにくい状況が続いていると聞いておりまして、県としては引き続き、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者の声に耳を傾け、コロナに打ちかつための観光・宿泊需要の喚起に向けた施策の実施に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員 大変暗くなってくるような状況でございます。それほど観光・宿泊業者の経済的な打撃が大きい状況だろうと思います。こんなときこそ、うなだれるような考え方じゃなくて、こんなときこそしっかりよく考えて、次の手を打っていくということが大事かと思っておりますので、しっかり頑張っていたいただきたいと思っております。

県民による旅行需要の速やかな回復、マイクロツーリズム、それから広域連携など、いろんなことを考えて、国も多分、新Go Toトラベルといったものやってくるだろうと思っておりますので、そういったものもしっかりやっ

ただきたいと思います。

次の質問に入りますが、先の見えない感染状況の中で、感染防止対策と営業努力を続けている観光・宿泊事業者に対して、感染状況が改善した際の今後の需要回復策を事前に明確にしておくことが必要と考えますけれども、山下観光戦略課長にお伺いをしたいと思います。先の見えない観光・宿泊業者にとって、今後希望の持てるような対策を打つ必要があるかと思いますが、御答弁をよろしく願いします。

山下観光戦略課長 新型コロナ感染拡大によりまして、夏の観光シーズンの需要を失うこととなった観光・宿泊事業者は、大変厳しい状況にございまして、感染状況改善後に向けて前向きに準備をしていただけるよう、今後の需要回復策を事前に示していきたいと考えております。

このため、まずは県民向け宿泊割引の夏限定の特別企画として実施しておりました割引額の上限を5,000円から1万円に引き上げる企画「もっと愉しもう！宿泊プラン」の販売利用期間を8月末から12月末までに延長することとしまして、去る8月20日に発表させていただきました。これによりまして、12月までの割引による宿泊について予約をあらかじめ受け付けていただくことが可能となったところでございます。今後、感染状況がステージ2に落ち着けば、プレミアム宿泊券の販売、日帰りツアー割引、お土産クーポン券の配布から成る「地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」を速やかに再開し、観光・宿泊事業の回復を図ってまいりたいと考えております。

加えまして、冬期の県内観光・宿泊を促進するため、県内での宿泊に対して富山ならではの特産品をプレゼントする冬のキャンペーンを実施したいと考えております。9月補正予算案に必要な経費を計上させていただきましたが、

新酒や旬の海産物など冬の特産品をプレゼントすることで、富山に宿泊された方々に富山ファンやリピーターになっていただくとともに、まん延防止等重点措置適用等によりまして、厳しい状況が続く酒蔵や特産品、土産品の生産者等を併せて応援・支援してまいりたいと考えているところでございます。

吉田委員 分かりました。割引関係の上限の引き上げや宿泊関係の締切りの延長など、いろいろ言われました。そういった細かい施策も必要であろうかと思えますけれども、何かこう自信を回復させるような、アドバルーン的にやるようなものも1つ、ぼーんと上げていただいて、そして気持ちたちが、よし行こうという雰囲気になるようにひとつお願いしたいと思えます。何かまだちょっと、うつむきかげんが直っていないような雰囲気でございますので、こんなときこそ上を向いて歩こうという感じでいていただきたいと思えます。

続きまして、地方創生についてお伺いしたいと思えます。

まず、人口減が著しい過疎地域対策についてお伺いしたいと思えます。

先日、ワンチームとやま推進室の中山間地域対策課長から、新過疎法が施行されたことに伴って、県方針を策定したと説明を受けたところであります。過疎地域につきましては、昭和45年に制定されました過疎地域対策緊急措置法により、過疎地域で著しく立ち後れていた生活基盤や産業基盤について様々な対策が講じられてきたことから始まり、その後、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法となって、県や市町村において的確に事業を実施されてきたと思えます。

こうした事業実施をする際に、現状を把握することが最

も大切であろうかと思えます。そこで、新過疎法の施行に伴い、富山県過疎地域持続的発展方針が策定されたところでありますが、この方針は、本県の過疎地域の現状を踏まえてどのような点に重点を置いて策定したのか、稲場中山間地域対策課長にお伺いしたいと思います。

稲場中山間地域対策課長 今ほどお話のありました富山県過疎地域持続的発展方針は、県が行う過疎地域等の持続的発展のための対策の大綱でありまして、また過疎地域等の市町が持続的発展市町村計画を定める際の策定指針となるものでございます。

本方針におきましては、新過疎法の考え方によりまして、過疎地域の自立に向け、これらの地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上——いわゆる持続的発展と申しますが——を実現することを重視しまして、過疎地域等の市町の意見を聞きながら策定したところでございます。

また、本方針では基本的方向を定めているところでございますが、先般、議員提案の条例でございます富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例に基づきまして、1つ目に地域のコミュニティーの再生、人口の安定及び地域の保全、2つ目に地域経済の活性化促進、若者等の所得の増大、3つ目に生活に必要なサービスの確保、以上申し上げました3つの柱の下に、近年の過疎地域を取り巻く状況の変化を踏まえまして、前回の令和2年度までの旧方針、富山県過疎地域自立促進方針で掲げました実施項目に、今回新たに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、地域における情報化、子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用促進を加えた11の実施項目を掲げまして、持続的発展に向けた施策に取り組むこととしているところでございます。

引き続き、過疎市町等と連携いたしまして、中山間地域の活性化にしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

吉田委員　そういうことになるだろうと思いますが、いずれにしましても過疎地域というのは、日本におきましては、豊かな自然、そしてまた歴史・文化を有するふるさとの地域でもあるわけです。また、都市部に対しては食料の供給や水資源の供給、それから自然環境の保全や癒やしの場も提供すると。また、森林は、地球温暖化防止に貢献するという多面的、いわゆる公共的機能を担っているということでございます。過疎地域は国民共通の財産でありますので、国民の心のよりどころとなる美しい国土をしっかりと守っていくような、そんな気持ちでやっていただきたいと思いますわけでございます。

次に、人の関係について、まず若者の就業対策についてお伺いしたいと思います。

コロナ禍が長引く中、本県の経済というのは引き続き厳しい状況が続くと見込まれます。また、企業経営の不透明感から雇用環境の厳しさが継続するおそれがあり、これまで同様若者などを対象とした就職支援あるいは就職困難者の雇用支援に万全を期する必要があります。

こうした状況を打開するために、県におきましてはこれまでも、富山県人材活躍推進センターが中心となって、例えば「ヤングジョブとやま」における就職・転職に関する相談、あるいはまた合同企業説明会の開催をはじめ、富山地域若者サポートステーションでのキャリア相談、就職氷河期世代に対する施策など、様々な施策が取られているということになっております。

今年度も既に半年近くが経過しておりますが、県としては、人材活躍推進センターと連携しながら、このコロナ禍

の状況においてどのようなことを工夫しながら効果的な施策を実施されているのか、また今年度新たに取り組まれた施策も踏まえて、大西雇用推進班長にお伺いしたいと思います。

大西雇用推進班長 本県の雇用情勢につきましては、富山労働局によれば、8か月連続で有効求人倍率が上昇するなど、持ち直しの動きが見られますけれども、新型コロナが雇用に与える影響に注意する必要があるとされておりまして、県としても引き続き、有効求人倍率や解雇、雇い止めの状況などを注意深く見守っていく必要があると思っております。

こうした状況の中、委員御指摘のとおり、若者などを対象としました就職支援や就職困難者の雇用支援に万全を期する必要があるとしまして、これまでも若者の就業対策につきましては、「ヤングジョブとやま」などと連携しまして、キャリアコンサルタントなどによる就業相談や巡回相談、合同企業説明会の開催、インターンシップ説明会、富山地域若者サポートステーションでの職場体験プログラムの実施、就職氷河期世代や第二新卒等への合同企業説明会や研修プログラムの実施など、きめ細かく取り組んできております。

また、合同企業説明会やインターンシップ説明会の開催に当たりましては、今コロナ禍でありますので、ウェブ、またはウェブと対面式を組み合わせた方式で開催するなど、コロナ禍においても感染の不安を軽減し、県内外の大学生などが参加しやすいよう工夫しながら実施してきたところでありまして、対面での実施よりも参加者数が上回るなど、効果が出てきております。

さらに、今年度は合同企業説明会の実施回数を3回から4回に増やし、ウェブによる開催を継続するとともに、急

速に広まったウェブ面接に対して不安を感じる学生などを支援するため、「WEB面接対策セミナー」や、対面式でより学生が参加しやすい環境を整えるため、大学等の構内で「ミニ合同企業説明会」などを開催したほか、オンラインインターンシップや社会人インターンシップを推進するための企業向けセミナーや合同説明会、また就職氷河期世代などの正社員就労後の職場定着に向けた伴走支援などにも新たに取り組んできております。

今後とも、富山労働局などと連携しまして、若者の就業対策に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員 景況感は一応少し上向き加減ということも書いてありました。しかしながら、実態的にやっぱりこういった職業訓練所の場合だけではなくて、とにかく働きたい方を後押しすることをやってもらいたいということと、特にサポートステーションが、発達障害などいろんな障害をお持ちの方もおありになると思いますので、しっかり伴走型の支援に力を入れていただきたいということでございます。

そういった障害をお持ちの方は、なかなか自分で開拓することが難しい面もございますので、そういったところも力を入れていただきたいと思います。

次に、障害者雇用についてお伺いしたいと思います。

障害者雇用につきましては、今年3月1日から、障害者法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられたところであり、富山県では県と企業が一体となって頑張っていると認識しておりますけれども、率にして2.13%で全国順位は下位のほうと、本県の障害者実雇用率というのは非常に低迷しております。

こうした状況を踏まえて、今後はより一層就労支援と職場定着を促進する取組を行うことによって、企業の法定雇用率の達成と障害者一人一人の経済的自立、社会参加の実

現を図る必要があると考えますけれども、県としてはどのように取り組んでいるのか、大西雇用推進班長にお伺いしたいと思います。

大西雇用推進班長 富山県内の障害者雇用の状況につきましては、令和2年6月1日現在の民間企業の雇用障害者数は4,409人、障害者実雇用率は2.13%と、いずれも過去最高を更新してきておりますけれども、障害者実雇用率は全国平均2.15%を下回っているほか、県内の法定雇用率達成企業は601社となっております。障害者を雇用する義務のある企業の約57%にとどまっております。

こうした状況も踏まえまして、県ではこれまでも富山労働局などの関係機関と連携を図り、企業の労務担当者などを対象としました「障害者雇用実務講座」、障害者・家族等と企業の労務担当者との交流会、県内に4か所ある障害者就業・生活支援センターによる短期の職場実習などを通じた就業支援、民間コーディネーターの派遣による企業の障害者雇用担当者への雇用計画策定等の個別支援、ヤングジョブとやまにおける障害のある学生等に対するインターンシップや短期の職場実習の実施など、障害者の雇用啓発や雇用機会の確保、職場定着の促進に取り組んできております。

また、今年度はより一層の就労支援や雇用機会の拡大、職場定着の促進を図ることを目的としまして、障害者の雇用に特別に配慮した特例子会社等の設立費用を補助する補助金制度を新たに創設したほか、障害者雇用の概要、好事例など就職活動や企業の採用に役立つ情報を掲載したリーフレットの作成、特設のホームページを開設することとしております。

今後とも、働くことを希望する障害者が一人でも多く就職し、経済的自立や社会的参加を実現できますよう、引き

続き富山労働局など関係機関と緊密に連携いたしまして、障害者の雇用啓発、就労の促進や職場定着への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員 9月は障害者雇用支援月間ということでございます。障害者雇用というのは、本当に官民いずれも課題を残しているんですよ。知的障害者もおられれば、精神障害者もあり、たくさんの障害のパターンというのがあって、大企業におかれましても、また公務員の世界におきましても、いろんな課題があるかと思っておりますので、こういったものを進めていくというのは非常に大変だろうと思っております。

しかしながら、しっかりバリアフリー社会をつくっていかねばいけませんので、障害者にとっても健常者にとっても、働きやすい環境をつくっていかねばいけないと思っております。

今後、ICTを活用したテレワークの推進や、あるいは農業分野で就労を希望する障害者を農業にマッチングするような農福連携といったものも、雇用する事業者と障害者双方にとってウィン・ウィンの関係になるということが大事かと思っております。私もそんなに障害者の雇用に関して深く知っているわけではありませんが、障害者のほうから、どここの会社は思ったよりしっかり配慮してくれたという話はあるし、また、最初に言っていたことと実際の仕事が行って帰ってくるほど違っていたとか、それも結構大きな中堅企業にあるという話で、非常に私も胸を痛めているわけでありましてけれども、細心の注意を払って事業を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、企業版ふるさと納税のさらなる活用についてお伺いをしたいと思います。

地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納税の制度を使って、企業から寄附を集めようとい

う自治体が増えております。寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は先月20日の時点で1,231、実際に約1年間で2.9倍に急増したわけでありまして、昨春から税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化した効果が出た格好であろうと思います。自治体側は大変厳しい財政運営の一助になればということで期待をしているわけでありまして。

そこで、本県内での企業版のふるさと納税を活用した事業展開に向けての地域再生計画の策定と寄附の状況について、お尋ねしたいと思います。また、企業版ふるさと納税のさらなる活用に向けて今後どのように取り組んでいくのか、舟根地方創生・地域振興課長にお伺いしたいと思います。

舟根地方創生・地域振興課長 平成28年度からスタートいたしました企業版ふるさと納税でございますが、これは、地方公共団体の地方創生に対する取組に対する企業からの寄附に対しまして法人関係税を税額控除する制度でございます。官民連携による地方創生を推進する上で非常に有意義な制度であると考えております。平成2年度には税額控除の割合が引き上げられまして、税の軽減効果が最大9割に拡充されるなどの見直しがこれまで行われてきました。

この制度を地方公共団体が活用するためには、今ほど吉田委員からお話がありましたように、地域再生計画を策定いたしまして、国から認定を受ける必要がございます。現在、富山県内では県と12の市町で計画の認定を受けているところでございます。

寄附の状況について申し上げますと、令和2年度の全国の状況、これは都道府県分と市町村分の合計でございますけれども、寄附額が前年度比3.3倍、件数で1.7倍と大きく増加をしております。富山県内の状況について申し上げます。

すと、寄附額が前年度比5.2倍の7,810万円、件数については2.1倍の23件となりまして、金額・件数とも全国の増加率を上回りました。平成28年度の制度開始以降では最多となっております。

こうした中、県におきましては、企業版ふるさと納税による寄附のさらなる獲得に向けて動いております。具体的に3点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目としましては、これまでも実施してございますが、首都圏本部と連携して、本県ゆかりの企業に対する働きかけに取り組んでおります。

2点目としまして、これは今年度からスタートしているのですが、県と市町村職員を対象にしまして、制度概要や他の地方公共団体の優良事例などについて情報共有する説明会を開催しております。

さらに、3点目としまして、これも今年度初めて取り組んだものでございますが、より多くの企業へアプローチをいたしますために、国主催の企業とのマッチング会がございました。そちらのほうに参加をいたしました。具体的には、県として寄附を求める事業の説明を行いましたほか、県の事業に関心を持っていただいた企業との面談を行った状況でございます。

今後とも、寄附先として企業側から選ばれる地方公共団体となるための効果的な訴求方法の検討など、市町村とも連携しながら寄附の獲得に向けた取組を戦略的に進めてまいりたいと考えております。

吉田委員 ぜひ学生さんなどにも声をかけて、将来Uターンしてもらえそうな仕掛けも必要と思います。とにかくヒト、モノ、カネが集まってくることが地方創生の基本であろうと思いますので、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

瘡師委員 それでは、報告事項を受けて、端的に1つだけ質問を申し上げたいと思っております。

先ほどから観光関連で、打撃を受けた観光業への質問が多々あったわけでありまして、コロナ禍における観光関連のキーワードとして新たに生まれたのが、マイクロツーリズム——いわゆる周辺観光、近隣、地元を見直そうと、これを機会に地元の資源にもっと触れようと、そういった取組だろうと思うわけでありまして、今回サンドボックス枠予算にもそれが入れられているというのは当然のことかなと私は思っております。インバウンドの回復はまだまだ先の話でありますし、また国内旅行にしても、首都圏や関西圏など人口が集中するところへの行き来というのは大変難しいことを考えれば、やはりマイクロツーリズムの推進は必要不可欠だろうと思えます。

そこで、今日いただいた報告の中で、富山県の観光客入り込み数がありまして、これは令和2年の集計でございます。主な観光地等の状況とありまして、なるほど外出が自粛をされているということもあって、入り込み数の対前年増減がマイナス35.4%から多いところで74.0%という状況ですが、ただ1点、目を引くのは、道の駅福光がコロナ前よりも増えたという状況であります。

下のほうに、近隣からの観光客の確保ができたというコメントもあるわけですが、道の駅福光の入り込み数が増えている状況をどのように分析されているのか、伺いたいと思っております。

山下観光戦略課長 委員御指摘のとおり、何と入り込み数1番が道の駅福光ということで数字が出ておりまして、私どもも市町村が取りまとめてこのように集計しておりますので、詳しい分析まではこれからはなるんですけれども、増加要因としては、やはり県外への移動が断続的に制限さ

れたことなどによりまして、近隣市町村からの旅行需要を取り込んだと分析をしております。実は、お聞きしたところ、金沢などからも来られたということで、これまでの海外、国内に併せて今後取り組む1つの観光の柱として、マイクロツーリズムをしっかりと推進していく必要がここにも表れているのではないかと認識をしているところでございます。

瘡師委員 やはり地元のよさに触れることは大事なのかなと思います。先ほどからアフターコロナという言葉を使われているんですが、あるお医者さんに言わせれば、アフターコロナという言葉は今はないよと、ウイズコロナしかないよという言い方もされますけれども、それぐらいコロナの収束はまだまだ先の話だということなものですから、ぜひともマイクロツーリズムの推進に当たっては、こういった成功例といいますか、そういったものを参考にさせていただきたいと思っております。

宿泊業者の中では、コロナの厳しい状況の中にあって、きれいごとかもしれませんが、そのピンチをチャンスに変えるということで、従業員のお客さんに対するおもてなし等のスキルアップにつながっているということをはっきりおっしゃる方もいらっしゃいます。そういった点を含めまして、今後、マイクロツーリズムの推進に向けて、サンドボックス枠予算を有効に使っていただきたいと思います。

渡辺委員 それでは、今日は最初に高岡テクノドームの別館の整備についてお尋ねをいたしたいと思っております。

この件につきましては、予算特別委員会や本会議、また私の出身市であります高岡市でも大変な議論や様々な御意見等もございまして、商工労働部の皆さん方は大変御苦労が多かったのではないかと。特に布野商工労働部長には、朝

駆け夜駆けで本当に御苦労があったのではないかと思っております。

あまりこういうものを政治の道具にしますと、どうしてもエキサイトしていきますので、いろんな話が出てきて、またそれを取り組まなきゃいけないということで、本当はもっと静かに議論をしたかったんです。

最初の質問ですが、現在の進捗状況につきまして、永原商工企画課長にお尋ねをいたします。

永原商工企画課長 高岡テクノドーム別館の整備につきましては、昨年度、整備基本計画を策定した後、基本設計を完了いたしまして、その概要につきましては本年4月に公表したところでございます。今年度は、民間活力導入可能性調査を実施いたしまして、財政負担の軽減や民間のノウハウの活用などについて検討することとしておりまして、去る6月に行いました公募型プロポーザルの結果、パシフィックコンサルタンツ株式会社に業務委託をいたしまして、現在調査が進められているところでございます。

具体的には、まず施設の需要、また産業展示以外の新たな可能性についての検討、事業の範囲やその方式、期間、資金調達方法、事業類型、料金形態などの事業スキームの検討、また民間活力導入方式別のコストの算出、分析などの検討、リスク分析や民間事業者の意向調査などを進めているところでございます。

調査の進捗につきましては、随時高岡市とも情報を共有いたしまして、意見交換をしながら進めておりまして、今後、総合評価等を経まして、11月末までに調査報告書の最終取りまとめを予定しているところでございます。

渡辺委員 では、11月末までには一定の方向づけがなされるということでございますね。分かりました。

当初から、PFIやPPPという話が出ておりまして、

民間活力の導入可能性の調査を実施しているということでございます。

そこで質問でございますが、改めてPFI、PPPの手法とはどのようなものなのか、また従来の手法と比べてどのようなメリット・デメリットがあるのか、そして現時点における検討状況を、永原商工企画課長にお尋ねをいたします。

永原商工企画課長 公共施設に係る民間活力の導入方法といたしましては、1つにはPFI事業者が設計・建設・管理運営を包括的に行う方式、また2つ目には設計は公共が行いまして、建設・管理運営をPFI事業者が行う方式、3つ目として設計・建設を公共で行い、公共施設の運営権を民間事業者に設定するいわゆるコンセッション方式というものがございます。また、これらのほか、設計・建設を公共で行い、管理運営を民間事業者で行うPPP——いわゆる指定管理者制度などが考えられるところでございます。

基本設計まで完了をしております高岡テクノドーム別館につきましては、基本設計の反映度、また法律に基づく選定手続を行うための事業者選定期間の確保——これはおおむね1年半から2年を要すると言われておりますが、こういった観点から見ますと、PFI事業者が設計または建設から実証する場合は、基本設計の反映度が低くなったり、選定期間が長期化することが想定される一方で、財政負担の軽減、また民間ノウハウの導入に高い効果が期待されるところでございます。

また、事業運営期間を長期に設定することが想定されますことから、コンセッション方式も含めて運営サービス向上の期待がされるということでございます。

現在、調査受託者におきましては、おのおのの方式のメリットとデメリット、また全国の先行例などを参考に、先

ほども申し上げましたとおり、事業の範囲や期間、資金調達、事業類型などの事業スキームの検討や、民間活力導入方式別のコストの算出、分析などの検討、民間事業者の意向調査などを行っているところでございます。高岡テクノドームにとって実現性が高い最適な手法について検討を進めているところでございます。

渡辺委員 今いろいろと調査をされて検討されているということですが、PFIやPPPという言葉が出てきたのは、多分平成14年ぐらい。この頃からこういう言葉が出てきて、法的にも整備をされて、現在まできている。一時は少しブームにはなりましたが、意外と広まりが出ていない。非常にこれは効率もいいし、設計から建設、運営、また資金調達までやってくれる夢のようなシステムみたいな感じで随分ともてはやされた時期がありましたけれども、全国で見ても、意外とその広まりがない。

私は先日、総合交通特別委員会で橋本航空政策課長にもコンセッションでどうだという軽い言葉で言って、大変これはもう申し訳ないと思っているんですけども、ただ、これでやれという話じゃなくて、従来方式がいいなら従来方式という、とてもニュートラルな気持ちです。よりよい形でやっていただければ、という気持ちです。

今度の新型コロナ対策でこれだけの財政出動が出ているわけですが、そして昨年末の、国や地方の公債費の残高がGDP比でもう200%を超えているんですよ。これは第二次世界大戦のとき以上の話です。東日本大震災のときがたしか公債費の残高がGDP比の185%ぐらいです。それくらい財政の問題が今、国のほうも大変な状況になっておりまして、この後、各基礎自治体も大変なことになっていくのではないかと、大変実は心配をいたしております。

前知事は非常にグレードの高い総務省の官僚でございますして、非常に堂々たる施策といたしますか、縦割りの中でやってこられました。これはこれで1つの時代が終わって、今の新田知事は民間出身で、この間の成長戦略会議の中間報告を見ておりましたが、さすがに大変突き抜けたような議論で、もう各界の第一線の方がやっぺらっぺらいますけれども、皆さんは実際に現場で事業を進める立場ですから、実際に机の上だけじゃなくて現場に行って、果たしてそんな建設会社はあるのかと、この施設はお金を取れる施設なのかどうかなど、いろいろなことがあると思うので、その辺はよく注視をして物事を進めていただきたいと思いますも思っております。

それでは次の質問でございますが、今日も報告事項で資料が出ておりましたけれども、コロナ禍における経済情勢とその支援について、少しお伺いをさせていただきます。

先日、2021年4月から6月までのGDPの発表がございました。何と成長率が0.3%で、2四半期ぶりのプラス成長ということですが、大変低い成長率でございます。そういう中で、日本全体のマクロ経済の状況をどのように県の商工労働部では捉えておられるのか、永原商工企画課長にお尋ねをいたします。

永原商工企画課長 今ほど委員からも御紹介ありましたとおり、先月16日に内閣府が発表いたしました今年4月から6月期の国内総生産――GDPにつきましても、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.3%増、年率に換算いたしまして1.3%増と、2四半期ぶりにプラスに転じたものの、その伸び率は非常に低く、実質GDPの実額を見ましても、年率換算で538兆円となっております。新型コロナウイルス感染拡大の影響を最も受けたとされます昨年の4月から6月期の500兆円という額は上回ってはおりますものの、

コロナ流行直前に当たります2019年10月から12月期の546兆円は下回っておりまして、依然としてコロナ前の水準には回復していない状況でございます。

項目別に見てまいりますと、設備投資につきましては、製造業の業績改善を受けまして、半導体製造装置やデジタル対応関連が伸びまして、前期比1.7%増、輸出につきましても海外経済の回復を背景にいたしまして電子部品などが伸びまして、前期比2.9%増となっております。

その一方で、GDPの半分以上を占めます個人消費につきましては、巣籠もり需要で家庭用ゲームソフトが売れたことや、スマートフォンの買換え需要等の要因がございまして、前期比0.8%増と2四半期ぶりにプラスに転じてはおりますものの、個人消費の約6割を占めております旅行や宿泊、飲食などのサービス消費が、2019年10月から12月期を100といたしますと、今年4月から6月期は93.5にとどまりますなど、こうした業種では依然として厳しい状況にあるということでございます。

政府におきましては、8月26日に発表いたしました月例経済報告におきまして、景気全体について「新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」といたしまして、先行きにつきましても「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」としておりまして、今後も引き続き国内の経済情勢について注視してまいりたいと考えております。

渡辺委員 日本全体の話では、確かに株価は上がっていったり、様々な指標を見てみますと、経済は一体どうなってい

るのかということ、いいところと悪いところがはっきりしています。ただ1つその中で言えるのは、コロナ禍で移動が制限されたことで、公共交通関係は全く駄目だと、こういう形ではっきりともう出ているのではないか。それでは、ミクロ経済の話ですけれども、本県の経済情勢をどのように認識されているのか、永原商工企画課長にお伺いをいたします。

永原商工企画課長 直近の県内経済情勢につきましては、先ほど御紹介いただきましたとおり、本日の報告事項としても提出させていただいております。御参照いただければと思いますけれども、主要項目の動きにつきましては、個人消費は緩やかに持ち直しつつあり、生産は持ち直している。設備投資は持ち直しつつある。雇用情勢は緩やかな改善の動きが続いている等と判断をしております。景気全体といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、緩やかに持ち直しつつあるとしたところでございます。

主要項目別に見ていただきますと、個人消費につきましては、大型小売店販売額が堅調に推移するなど、緩やかに持ち直しつつありますけれども、コロナ禍における外出自粛等の影響を受けている観光・宿泊業では、今年1月から6月の県内の延べ宿泊者数がおととし平成31年の同期と比較いたしまして約50%減少しておりますなど、依然としてコロナ禍以前の状態には及ばない状況でございます。

また、生産につきましては、昨年、令和2年5月から6月頃には県全体の指数が85.4ないし85.6まで低迷をいたしましたけれども、それ以降は緩やかに上昇いたしまして、今年2月には昨年1月以来1年1か月ぶりに100を超えるなど、全体としては持ち直しておりますものの、食料品工業など一部の業種におきましては、飲食・宿泊業の低迷の

影響もございまして、依然として厳しい状況にございます。

業種別で見ますと、製造業を中心にコロナ禍以前の水準に持ち直す動きが見られる一方で、飲食店や観光関連事業者など新型コロナの影響が色濃い事業者もまだまだ数多くいらっしゃると思います。加えまして、去る8月20日からは、本県もまん延防止等重点措置の適用を受けまして、飲食店等への時短営業や県民への外出自粛等要請をしているところでございます。これらの影響も含め、新型コロナの感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意いたしまして、引き続き高い緊張感を持って注視してまいりたいと考えております。

渡辺委員 私も、この1年6か月の間でコロナ関連のいろいろな声を聞いてまいりました。去年は、やはり医療・福祉現場がもう限界だという声を随分と聞きました。また、コロナ禍で生活が大変苦しいんだという若年層からの話も聞いてまいりました。また、若い人たちからは、バイトのシフトがコロナ禍で減ったということも聞いてまいりました。そして、今年はお盆に家族に会いたいけれども、コロナで東京がひどい状況になっているから会えなくて寂しい、こういう声も聞きました。そして、小規模事業者、中小企業の事業継続は、本当に大変厳しい状況で限界だと、様々なこういう声を聞いてまいりましたので、ぜひこの辺も財政出動を大いにやっていただき、少しでも皆さんの一助になるように、対応をお願いしたいと思っております。

そして、ワクチン接種率が8割ぐらいになると、コロナが一定の収まりを見せるという話を聞きました。大体時期は11月だと聞いたんですけれども、高岡でも随分と夜間接種まで増えてきまして、加速化しているので、早く県民の8割まで接種ができるようになれば大変うれしいと思っております。

そこで、最後の質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内中小企業支援に向けて、今後どのような財政的な支援を行っていくのか、各補正予算等でも相当入れていただいておりますけれども、今後の対応策を少しお聞かせ願いたいと思います。

永原商工企画課長 新型コロナの深刻な影響下でございます。県内中小企業の事業継続のために、これまでも実質無利子、無担保融資のいわゆるゼロゼロ融資のほか、今年度に入ってから県独自の制度融資でございます。新型コロナ対策枠の継続や、県の補助によりまして信用保証料をゼロといたします。ビヨンドコロナ応援資金や経営改善サポート資金によりまして資金面の手当てに加えまして、中小企業リバイバル補助金の増額ですとか、小規模企業者向けにミニリバイバル補助金の創設、また国の中小企業等事業再構築促進事業に県独自に上乗せ補助をいたします。事業再構築支援補助金を創設いたしまして、県内中小企業の思い切った業態転換等、コロナ後を見据えた取組を支援してまいりました。

このほか、人流の抑制で大きな影響を受けております業種につきまして、交通事業者に対しましては感染防止対策や事業継続、利用促進等に向けた支援が行われております。ほか、飲食・宿泊・観光事業者に対しましては、感染防止対策の強化や前向きな投資等への取組を支援してきたところでございます。

また、雇用の維持に向けましても、国の産業雇用安定助成金に県独自に上乗せ補助を実施いたしまして、在籍型出向により雇用の維持継続を図る人事交流を支援してきたところでございます。

新型コロナの感染拡大が継続いたしまして、経済への影響が長期化しておりますことから、明日からの9月定例会でも、国の月次支援金への県独自の上乗せ支援や消費喚起

支援等、県内事業者への支援に係る事業費を盛り込んだ補正予算案を提出することとしているところでございます。引き続き切れ目のない支援に取り組んでまいりたいと考えております。

川島委員長　ここで、暫時休憩といたします。

休憩時間は10分間といたします。

〔休憩〕

川島委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、質問はありませんか。

上田委員　コロナ禍の中、東京オリンピック・パラリンピックも終了いたしました。県内においてボッチャと車椅子バスケットボールで銅メダル、銀メダルを獲得された皆さんにお祝いを申し上げたいと思います。

先ほど吉田委員からも話がありましたけれども、9月は障害者雇用支援月間ということであります。今日は、障害者雇用について何点か質問をさせていただきたいと思えます。

今はどうなのか分かりませんが、平成の最初の頃だったと記憶しておりますが、旧労働省が入っている第5合同庁舎のエレベーターを操作する方が、障害を持った方でありました。エレベーターの業務というのは実は危険業務でありまして、さすが障害者雇用に率先して取り組んでいるなという思いをしていたことを思い出します。

自民党議員会において雇用問題調査会を設立いたしました。雇用について様々な勉強会、視察等を重ねてきました。障害者雇用については、重度の方も含めて日本で一番障害者雇用を達成しておられるであろう川崎市の日本理化学工業にも視察に行きました。障害者雇用に非常に深い造詣を持っておられた民間企業の方——企業名は出してもいいと思えますけれども、クロネコヤマトの小倉昌男さんという

方が知的障害の方々の作業場を訪ねられて、その低賃金に大変驚かれて、資産を投じて財団をつくられ、スワンベーカーリーというパンの製造販売をやっているところも視察に行きました。

小倉昌男さんの後を受け継いだ社長の方だったと思いますけれども、その方が訴えられた言葉が大変印象に残っております。その言葉を若干紹介させていただきますと、障害者の方はできないことが顕在化しているのもあって、健常者の方は隠すことがうまいだけなんだと言っておられたのが大変印象的でありました。

今日は、障害者雇用の問題について何点かお尋ねしたいと思います。

まず、障害は、身体・知的・精神の3つに分けることができ、なおかつそれぞれ等級が異なる、あるいはまた障害を持つ部位が異なるということで、高齢福祉、児童福祉と異なって、なかなか障害福祉全般としての声がまとまりにくいのかなど。そういった点において、やはり行政や政治は、そういった声あるいは姿に注視をしなければならないと思いますけれども、まず障害者雇用の沿革等について確認をしたいと思います。

大西雇用推進班長 障害者雇用につきましては、1950年代に諸外国で既に障害者の雇用に関する法律が制定されてきましたこと、また昭和30年に国際労働機関におきまして「障害者職業更生に関する勧告」が採択されたことなどを踏まえ、昭和35年に日本で最初に定められました障害者雇用に関する法律であります「身体障害者雇用促進法」が制定されました。

当時、法定雇用率につきましては、公的機関は義務、民間機関は努力目標とされておりましたが、昭和51年には全ての企業に法定雇用率を義務化するとともに、事業主間の

経済的負担の調整を図る雇用納付金制度も創設され、その法定雇用率は1.5%とされました。

その後、法制定時から課題となっておりました知的障害者に対する雇用率の適用に向けた動きが高まったことなどを受けまして、昭和62年に法律の名称が、障害者の雇用の促進等に関する法律に改正され、法律の対象となる障害者の範囲が身体障害者から知的障害者や精神障害者を含む全ての障害者に拡大されました。また、平成10年には、知的障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の算定基礎に加えられております。

さらに、平成26年の障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のため、平成25年に事業主に対しまして、障害者に対する差別の禁止、合理的配慮を義務化する法改正がなされ、平成28年に施行されております。また、平成30年には精神障害者についても雇用が義務化されております。

なお、法定雇用率につきましては、当初の法定雇用率1.5%から徐々に引き上げられておりまして、民間企業におきましては平成25年には2.0%、そして2021年の現在では2.3%となっております。

上田委員 今ほど障害者雇用促進法の沿革について確認をさせていただきました。まずは身体障害の方、それに加えて知的障害の方、精神障害の方という形になってきて、それぞれ義務化であるとかそういった形で、全体として障害者を雇用していこうという流れになってきているということが確認できました。

そこで、行政機関、公的機関や民間企業において、法定雇用率を当然上げられてきたと思えますけれども、分かっている範囲内で結構でございますので、知事部局と教育委員会、民間企業について、現状と過去からの推移が分かればお願いします。

大西 雇用推進班長 まず、県におけます障害者雇用につきましては、令和2年度では、知事部局におきまして法定雇用率2.5%に対しまして2.55%、警察本部におきましては法定雇用率2.5%に対して2.86%と達成しております。一方、教育委員会におきましては、法定雇用率が0.1%下がっておりますして2.4%ですけれども、2.4%に対しまして1.9%と未達成となっております。

しかし、法定雇用率達成に向けまして、教育委員会では各県立学校等において障害者の方々の積極的な受入れを行い、近年実雇用率につきましては着実に上昇してきている状況であります。

次に、民間企業におきます障害者雇用率につきましては、先ほど吉田委員の質問にも答弁させていただきましたけれども、令和2年6月1日現在で民間企業の雇用障害者数は4,409人、障害者実雇用率は法定雇用率2.2%に対して2.13%と、未達成となっております。

なお、平成23年度以降10年間の推移になりますけれども、10年間連続して、民間のほうは過去最高を更新してきております。しかしながら、全国平均の2.15%を下回っているほか、県内の法定雇用率の達成企業は601社で、障害者を雇用する義務のある企業の57%にとどまっているのが現状であります。

こうした障害者雇用の状況を踏まえまして、これまで実施しております事業の成果は着実に表れていると思っております一方、引き続き障害者雇用の一層の促進に向けまして、富山労働局等と連携して障害者の雇用啓発、就労の促進や職場定着への支援に取り組んでいく必要があるものと認識しております。

今後とも民間企業に対する支援を引き続き実施いたしまして、富山県全体の障害者実雇用率の上昇、法定雇用率の

達成に向けまして、富山労働局などと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

上田委員 民間企業に対しても、いわゆる法定雇用率という形で義務づけられているということももちろんあるでしょうけれども、やはり企業の社会に対する責任といったものもあろうかと思えます。そうした中で、やはり働く場というのはいろんな形態があるわけで、製造業もあれば事務もあるだろうし、また障害についてもいろいろあるだろうということで、やはり企業が達成したいと思ってもなかなか環境が整わないということもそれぞれの事例で多分あるんだろうと思えます。

そうした中において、1つの制度として考えられているのが特例子会社という制度であろうと思えます。先ほどの答弁にもありましたけれども、やはり企業が社会で存続していく中で、企業としてももちろん利益も上げなければならないけれども、企業が社会に対する責任を負うという思いもきっとあるんだろうと思えます。そうした中において、特例子会社でいわゆる法定雇用率を達成しようということも大変大切なことなんだろうと思えます。

そうした中において、県として特例子会社を支援する制度があると先ほど答弁がありましたけれども、具体的な内容と、その補助制度を生かして新たに特例子会社をつくってみようじゃないかということも含めて、現状を報告いただければと思います。

大西雇用推進班長 今御紹介ありました特例子会社制度につきましては、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害特性に合わせた柔軟な雇用管理を行うなど、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立しまして、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている障害者を親会社に雇用されているものとみなして、障害者

実雇用率を算定できる制度であります。これは昭和51年に設立されております。現在、本県では、6社が厚生労働大臣から認定を受けている現状となっております。

特例子会社を設立することによりまして、障害の特性に配慮した仕事の確保、職場環境の整備が容易となりまして、障害者の能力を十分に引き出すことができること、障害者の職場定着率の向上、障害者の受入れに必要な設備投資の集中化によるコスト圧縮、弾力的な雇用管理が可能となること、障害者雇用に積極的に取り組む企業としての社会的評価が向上することなどのメリットがありまして、障害者雇用の拡大、職場定着が図られることが期待されます。

県では、障害者雇用の促進と安定を図る観点から、特例子会社の設立を後押しするため、今年度新たに特例子会社等の設立に要する費用を補助する特例子会社等設立支援事業費補助金を創設したところであります。

これまで、特例子会社の制度や県の補助制度を周知するチラシを作成しまして、県内事業者約1,000社への郵送や、ハローワークで周知しているほか、県ホームページでの周知に努めているところであります。

ただ、現時点では、新たな特例子会社の設立に向けた県への補助申請はありませんけれども、今後とも障害者の雇用拡大、職場定着を促進するため、県内企業が特例子会社の制度を理解・活用できますよう、富山労働局などの関係機関と連携し、制度の周知や支援に取り組んでまいりたいと考えております。

上田委員 この委員会だったと記憶しておりますけれども、かつて特例子会社の県内の数を確認したときは、たしか3社だったと記憶をしておりますけれども、それが6社になった。今年度から新たに補助制度を創設したということでありまして、コロナ禍のこういう状況でありますの

で、こういった社会経済情勢の中、もちろん気力はあるんでしょうけれども、特例子会社をつくる企業としての体力がないというのも正直なところなんだろうと思います。ただ、県としてそうした障害者雇用を促進するような特例子会社を支援する制度ができたということは、大変高く評価しておきたいと思います。

最後に、労働政策課長にお尋ねしたいと思います。厚生部と共管になっていたと思いますが、県内には4か所の障害者就業・生活支援センターが存在していると理解をしております。障害者就業のほうは商工労働部の労働政策課の所管となって、障害者就業・生活支援センターのほうは厚生部の障害福祉課の所管であったと記憶をしておりますけれども、県内においてそれぞれ富山、高岡、新川、砺波の4ブロックで4か所、障害者就業・生活支援センターが設置されていると記憶をしております。障害者就業・生活支援センターのほうは厚生部所管になるので多分答弁できないと思いますので、就労の実績と推移について、最後に山科労働政策課長にお尋ねしたいと思います。

山科労働政策課長 障害者就業・生活支援センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、本県では富山、高岡、新川、砺波の4圏域に全て設置されておまして、全県域での設置は全国3番目になります。雇用の安定と生活の支援の両面から障害者を支援し、雇用を促進する役割を期待され、国及び県の委託により運営されております。

就業支援として、事業主に対する就職相談や障害者の方の就職の準備、就職後の職場定着の支援などを行うほか、生活支援として健康管理、金銭管理、衣食住などの生活全般にわたる相談に応じておまして、就業面と生活面の支援を一体的に実施することにより、障害者雇用の促進及び就業の安定化を図っております。

また、県ではさらに、同センターを活用し、民間企業などにおいて短期の就業体験を行う障害者チャレンジトレーニング事業を実施しております。また、障害者の福祉的就労から一般就労への移行を促進しております。

県内4か所の障害者就業・生活支援センターの支援による就職件数につきましては、過去5年間の推移は、平成28年度172件、平成29年度166件、平成30年度200件、令和元年度188件、令和2年度143件となっております。ここ2年間は新型コロナウイルスの影響等によりまして就職件数は減少傾向でございます。引き続き新型コロナウイルス等が障害者の雇用に与える影響も注視しながら、今後とも同センターと連携し、障害者の方の就業、生活をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

上田委員 今日、最後ということで、障害者雇用について質問をさせていただきました。改めて障害者雇用の現場で話を伺っておりますと、そうだよなと非常に痛切に感じるのは、障害者雇用の問題というのは、世の中の経済状況に大変大きく左右されるということでもあります。誰よりも早く不況の状態にさらされて、誰よりも遅く景気よさを得ることができる。不況のときは誰よりも早く体感して、景気がいいときは誰よりも遅く実感するというのが障害者雇用の実は現状なんだろうと思います。

雇用という問題に大変深く問題意識を持ってきました。よくいろんな方と話をさせていただいておりますと、どのような地域社会がいいですかと尋ねられた場合に、大体どなたも安全安心なところがいいと言われます。私は常日頃から委員会や本会議でも話をさせていただいておりますけれども、安全安心な社会というのは安定した雇用から始まると思っています。給料の安い高いは別としまして、安定した雇用があるからこそ、毎月毎月安定した給料が入って

くる。安定した給料でもって生活をする事ができるし、家族を構成することができる。そうした家族があるからこそ、地域社会が非常に円満にいくんだというのが私の考えであります。

県議会の場で雇用の問題を質問すると、どうしても富山労働局ということ、労働行政というのはどうしても国が中心になっている部分が大変多いと思います。特に厚生部においてもそうでありますけれども、雇用保険料や労災保険料というのは、県が直接携わるところでもありませんし、厚生部においても健康保険料や国民年金、厚生年金というのはどうしても国がタッチしてきます。厚生労働行政というのはどうしても隔靴搔痒の部分があるかと思っておりますけれども、国には国の役割があつて、県には県の役割があるかと思っておりますので、ぜひとも雇用の問題について、安定した富山県、そして安定した上に成長があると考えておりますので、ぜひとも雇用問題にも力を入れて頑張ってくださいますことを御祈念申し上げて、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

川島委員長 上田委員、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑、質問を終わります。

2 陳情の審査

川島委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承を願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。